

今後の宇宙政策委員会の検討体制について（案）

平成 27 年〇月〇日

1. 趣旨

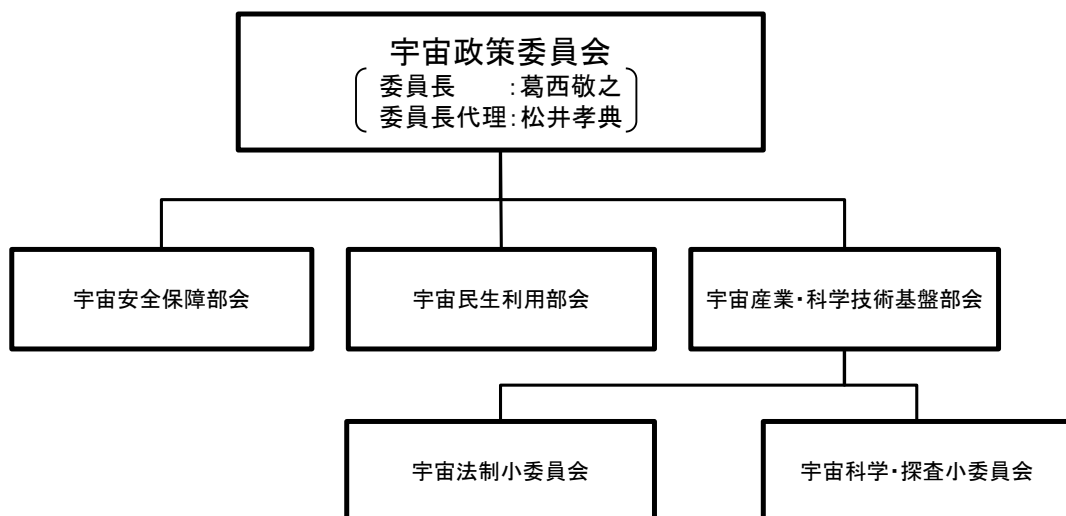
新たな宇宙基本計画が本年1月9日の宇宙開発戦略本部において決定されたことを踏まえ、当該計画の中で「我が国の宇宙政策の目標」として掲げられている事項等について対応すべく、宇宙政策委員会の下の部会構成を改編し、以下の3つの部会を設置する。

- 宇宙安全保障部会
- 宇宙民生利用部会
- 宇宙産業・科学技術基盤部会

また、宇宙関連の法制度及び宇宙科学・探査について重点的に審議するため、宇宙産業・科学技術基盤部会の下に、宇宙法制小委員会及び宇宙科学・探査小委員会を設置する。

宇宙政策委員会は、各部会及び小委員会の調査検討状況につき逐次報告を受けることとする。

2. 体制図



(参考)

宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）（抄）

（部会）

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（雑則）

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

宇宙政策委員会 宇宙安全保障部会の設置について(案)

1. 設置の目的

宇宙基本計画（平成27年1月9日 宇宙開発戦略本部決定）において、「我が国の宇宙政策の目標」として、「宇宙安全保障の確保」が掲げられており、具体的には「宇宙空間の安定的利用の確保」、「宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化」及び「宇宙協力を通じた日米同盟等の強化」に取り組むこととされている。

このため、宇宙政策委員会の下に「宇宙安全保障部会」（以下、「部会」という。）を設置し、上記取り組みに係る検討を進めることとする。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 宇宙空間の安定的利用の確保に向けた取り組みについて
- (2) 宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化に向けた取り組みについて
- (3) 宇宙協力を通じた日米同盟等の強化に向けた取り組みについて
- (4) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会令に基づき、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

部会の庶務は、内閣府宇宙戦略室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

宇宙政策委員会 宇宙民生利用部会の設置について(案)

1. 設置の目的

宇宙基本計画（平成27年1月9日 宇宙開発戦略本部決定）において、「我が国の宇宙政策の目標」として、「民生分野における宇宙利用の推進」が掲げられており、具体的には「宇宙を活用した地球規模課題の解決と安全・安心で豊かな社会の実現」及び「関連する新産業の創出」に取り組むこととされている。

このため、宇宙政策委員会の下に「宇宙民生利用部会」（以下、「部会」という。）を設置し、上記取り組みに係る検討を進めることとする。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下の通りとする。

- （１）宇宙を活用した地球規模課題の解決と安全・安心で豊かな社会の実現に向けた取り組みについて
- （２）関連する新産業の創出に向けた取り組みについて
- （３）その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会令に基づき、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

部会の庶務は、内閣府宇宙戦略室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会の設置について(案)

1. 設置の目的

宇宙基本計画（平成27年1月9日 宇宙開発戦略本部決定）において、「我が国の宇宙政策の目標」として、「宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化」が掲げられており、具体的には「宇宙産業関連基盤の維持・強化」及び「価値を実現する科学技術基盤の維持・強化」に取り組むこととされている。

このため、宇宙政策委員会の下に「宇宙産業・科学技術基盤部会」（以下、「部会」という。）を設置し、上記取り組みに係る検討を進めることとする。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 宇宙産業関連基盤の維持・強化に向けた取り組みについて
- (2) 価値を実現する科学技術基盤の維持・強化に向けた取り組みについて
- (3) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会令に基づき、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

部会の庶務は、内閣府宇宙戦略室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会
宇宙法制小委員会の設置について(案)

1. 設置の目的

宇宙基本計画（平成27年1月9日 宇宙開発戦略本部決定）において、「宇宙開発利用全般を支える体制・制度等の強化策」として「法制度等整備」が掲げられており、「宇宙活動法案」及び「リモートセンシング衛星を活用した民間事業者の事業を推進するために必要となる制度的担保を図るための新たな法案」について、平成28年の通常国会への提出を目指すこととされている。

このため、宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会の下に「宇宙法制小委員会」（以下、「小委員会」という。）を設置し、上記に係る検討を進めることとする。

2. 検討事項

小委員会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 宇宙活動法案について
- (2) リモートセンシング衛星を活用した民間事業者の事業を推進するために必要となる制度的担保を図るための新たな法案について
- (3) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、小委員会に座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

小委員会の庶務は、内閣府宇宙戦略室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会
宇宙科学・探査小委員会の設置について(案)

1. 設置の目的

宇宙基本計画（平成27年1月9日 宇宙開発戦略本部決定）において、「宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施方針」として、「宇宙科学・探査及び有人宇宙活動」が掲げられており、「学術としての宇宙科学・探査」については、ボトムアップを基本としてJAXAの宇宙科学・探査ロードマップを参考にしつつ、今後とも一定規模の資金を確保し、推進することとされている。

このため、宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会の下に「宇宙科学・探査小委員会」（以下、「小委員会」という。）を設置し、上記に係る検討を進めることとする。

2. 検討事項

小委員会の検討事項は以下の通りとする。

- （1）戦略的に実施する中型計画及び公募型小型計画の動向について
- （2）太陽系科学探査分野におけるプログラム化の在り方について
- （3）その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、小委員会に座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

小委員会の庶務は、内閣府宇宙戦略室において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。